

災害発生時 FAQ

【勤務条件関係】

Q) 地震や台風などの天災、その他の非常災害に伴い、交通機関不通等により、出勤が困難な場合における「特別休暇」について。

A) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（以下「勤務時間規則」）第 10 条第 2 号が適用され、必要と認める日又は時間の取得が可能。

第 3 号配備（自動参集）の場合であっても、出勤が不可能な場合は同様の取扱い。

＜勤務時間規則＞ 第 10 条第 2 号（災害）
（特別休暇）
天災その他の非常災害又は交通機関の事故等により勤務できない場合
必要と認める日又は時間

例)

①特別休暇（終日）

- ・ 電車不通により全く出勤できない場合
- ・ 電車が運転再開したが、再開時点から勤務公署に移動しても勤務終了時刻に着かない場合

②特別休暇（必要と認める時間）

- ・ 電車が動かないので、自転車等の別の手段で出勤した場合の勤務開始時間から到着する時間まで
- ・ 電車が運転再開に伴って出勤し、勤務公署に到着した時間まで

【注意事項】

※上記の場合に該当せず、自分の判断で休むと決めた場合は「年次休暇」として扱う。

※当該特別休暇の付与については、交通機関の状況や業務上支障がないか、所属の体制等をふまえて各所属において判断・対応すること。

※電車の運休などにより、認定経路での出勤が不可能であるが、認定経路と異なる経路であれば出勤が可能である場合、業務上の支障がなければ当該特別休暇の取得が可能。

Q) 年次休暇を利用して帰省したが、台風などの災害に遭い、休暇承認期間を過ぎても出勤することができない場合、勤務時間規則第10条第2号（災害特別休暇）は適用されるか。

A) 当該特別休暇は、職員の責めによらない原因により、現実に出勤することが著しく困難であると認められることが必要であるが、この場合の「出勤する」とは、基本的には職員が通常利用している住居から勤務公署までの経路に限定されると解されるものであるため、帰省先から出勤することができない場合については、当該特別休暇を取得することはできない。

Q) 出勤したが、計画運休などにより帰宅できないことが見込まれる場合。

A) 勤務時間規則第10条第4号が適用され、必要と認める時間の取得が可能。

＜勤務時間規則＞第10条第4号（危険回避）

（特別休暇）

天災その他の非常災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
必要と認める時間

※勤務しないことがやむを得ない場合とは、帰宅できない場合を含む。

また、出勤していない状態で特別休暇（危険回避）を取得することは出来ない。

Q) 勤務公署に着く直後に電車の計画運休が予定されている場合、出勤したら退勤が困難なことが予想されるため、出勤せずに勤務時間規則第10条第2号（災害特別休暇）を終日取得することは可能か。

A) 通勤の時点で電車が運休となっていない場合は、当該特別休暇の取得はできない。また、勤務せずに勤務時間規則第10条第4号（危険回避）を取得することもできない。

Q) 地震に伴い、災害対応（災害応急対策）を行うために必要な体制を確保する2号配備等による夜間に勤務した場合の仮眠時間の取扱いについて。

A) ①休憩時間として仮眠を取らせる場合

その時間については自由利用が保障されているため、労働時間ではなく時間外勤務に該当しない。

②即時に業務（電話対応等）に従事することが求められていることを前提に仮眠を取らせる場合
労働から離れることが保障されておらず、使用者の指揮命令下に置かれている状態である。そのような状態であれば、労働基準法上の労働時間に該当することから「仮眠時間も時間外勤務」と考えられる。

Q) 台風など、天災その他の非常災害により、職員の住居が損壊等した場合について。

A) 勤務時間規則第 10 条第 3 号が適用され、1 週間以内で必要と認める期間の取得が可能。

＜勤務時間規則＞第 10 条第 3 号（現住居滅失破壊）

（特別休暇）

天災その他の非常災害により次に掲げる場合、その他これらに準ずる場合に該当するため勤務できない場合

一週間以内で必要と認める期間

イ 職員の現住居が滅失し、又は破壊した場合

ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該職員以外にこれらの確保を行うことができる者がいない場合

※なお、家屋の一部が物理的に破壊されたような場合であっても、職員の日常生活に特に不自由を与えない程度であれば取得はできない。

※当該特別休暇を取得するにあたって、証明書の必要はない。

※当該特別休暇の付与については、住居の現実の使用可能状態に応じて個別的に判断すること。

【通勤手当・旅費関係】

Q) 通勤経路にかかる交通機関が途絶のため、迂回経路で通勤した場合の追加費用を通勤手当等として支給できるか。

A) ●通勤手当

一時的な迂回経路での通勤について通勤手当を支給することはできない。

※通勤手当は、最低 1 月単位以上の期間において常態とする通勤経路に基づき、決定した認定経路にかかる定期券等の相当額を支給するものであり、一時的な迂回経路は手当算定の経路とはできないため。

ただし、復旧までに相当な期間（最低 1 月単位以上）を要することが想定される場合は、通勤手当の認定経路の変更が可能。（通勤手当額の変更は原則翌月以降）

●旅費

災害等の非常時に公共交通機関が不通等となり、通常とは異なる経路・手法により通勤し、通勤費用に自己負担が生じた場合（原則、振替輸送のある場合を除く）は、旅費支給の対象となります。

ただし、その通勤が公務上必要であり、その経路・手法によることがやむを得ないと所属長（旅

行命令権者)が認める場合に限ります。

Q) 通勤経路にかかる交通機関が途絶のため、マイカーで出勤した場合の通勤手当等について。

A) ●通勤手当

上記回答と同様に支給することはできない。

●旅費

やむを得ないとして所属長が自家用自動車等での通勤を認める場合には、車賃として旅費の支給対象となる。

職員の自家用車自動車等による公務旅行に関する要領 第4の2

Q) 通勤経路にかかる交通機関が途絶のため、タクシーで出勤した場合や、ホテル等で宿泊した場合の費用について。

A) タクシーやホテル等利用における使用料の支給については、所属の判断となります。

Q) 地震・津波参集訓練時において、災害時を想定して参集する経路及び交通用具(通常の通勤時とは異なる)の使用や、その旅費を支給することは可能か。

A) 下記の要件を満たし、各所属での手続きが完了している場合は、可能です。

※対象職員は、都市整備部の所属職員のみ。

① 自家用車等の使用については、事前に使用許可の承認を受ける。

(参照：災害等による公共交通機関途絶時の参集にかかる自家用の自動二輪車、原動機付自転車、自転車の使用について(都市整備部より発出))

② 事前に所属長等から、訓練時に対応した旅行命令を受ける。

※訓練時に対応した旅行命令とは：通常の通勤とは異なる経路及び交通用具の使用・勤務時間の変更を命じているもの。(自宅出発時点から、訓練を開始することになるため、勤務時間の変更等が必要。)

【旅行命令】

Q) どのような場合にマイカー出勤を命じることが可能ですか？

A) 災害復旧への支障や旅行経路の交通規制状況等(被災状況や緊急交通路の状況等)も考慮の上で、以下のいずれにも該当する場合に、マイカー出勤(他の職員の送迎にかかる旅行命令を含

む) を命じることが可能と考えます。

- ① 職員を確保しなければ公務に支障が生じるとき、あるいは公務能率が著しく低下すると認める場合
 - ② 職員が要領の内容を理解の上、承認を受けている
 - ③ 駐車場を確保できている
 - ④ 職員が安全に運転を行えることが確認※できている
- ※出勤・送迎の道路状況、職員の被災状況等

なお、駐車場（特に本庁）の確保については、災害発生時の状況に応じて、各施設管理者等と調整する必要があります。

Q マイカーによる旅行命令を行ういとまがない場合、事前の旅行命令なしでマイカー出勤させても問題はありませんか？

A 原則、事前に旅行命令をする必要があります。
ただし、事前の旅行命令の手続きをするいとまがない場合は、事前に所属長が電話等で、上記A1に記載の①～④を確認のうえ、旅行命令を行うことは可能であると考えます。
なお、事後速やかに旅行命令等の手続きを行ってください。

Q 職員の送迎をせずに、直接マイカーで勤務公署へ向かう旅行命令は可能ですか？

A やむを得ないとして所属長が自家用自動車での通勤を認める場合は、可能です。
その場合は、公務に使用する自家用自動車等承認申請書も併せて提出してください。
なお、承認手続き等の詳細については、要領に準じた取扱いとなります。

Q 運転者及び同乗者の旅費支給は？

- A ●運転者：旅費条例で定める車賃の定額が支給されます。
自宅から直ちに目的地に旅行する場合又は目的地から直ちに自宅に帰着する場合には、旅費の支給について（通知）で定める旅費の調整を行います。
- 同乗者：条例の規定によります。
ただし、同乗した区間についての車賃は支給されません。

Q 対象となる「公共交通機関途絶時」とは、災害等により公共交通機関が停止している状態の他、夜間や計画運休等も含まれますか？

A 上記A1の要件に該当する場合であれば、夜間や計画運休時等も含まれると考えます。

Q 既にマイカー通勤を認められている職員（要領第3の2（1）アに該当）に対して、公共交通機関途絶時に他の職員を送迎する旅行命令はできますか？

A 上記A1の要件に該当する場合であれば、旅行命令が可能です。
なお、車賃については、全路程から通勤手当の算定基礎とする自家用自動車の使用距離を減じた距離に37円/kmを乗じた額となります。

参考：旅費の支給について（昭和41年1月17日付け給内第101号）

【使用料】

Q 駐車場を確保できなかったため、民間駐車場に駐車した際の駐車料金は支給できますか？
また、一般道路が通行できなかったため、有料道路を通行した際の有料道路通行料は支給できますか？

A 民間駐車場及び有料道路通行料の利用における使用料の支出については、各所属でご判断ください。

【手当】

Q 正規の勤務時間を超える時間に旅行命令を行った場合、時間外勤務手当を支給すべきですか？

A ●運転者：時間外勤務手当の支給対象となります。
⇒移動中に「職員の送迎」という用務をあらかじめ命じられ、現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に確認できる場合は、時間外勤務手当を支給する

●同乗者：時間外勤務の対象外となります。

【その他】

Q 同乗者が定時に出勤できない場合、定時から出勤時間までの間は、特別休暇を認めても問題ないでしょうか？

A 問題ありません。

Q 同乗者に関する基準はありますか？

A 所属長が、災害等による公共交通機関途絶時において、マイカー出勤（他の職員の送迎にかかる旅行命令）に同乗しなければ、公務に支障が生じるとき、あるいは公務能率が著しく低下

すると認められた場合と考えます。

Q マイカー出勤（他の職員の送迎による旅行命令）の行程中に事故が起こった場合の、公務災害の取扱いについて。

A ●運転者：旅行命令がでており、出張扱いとなるため、送迎中は公務として公務災害となります。

●同乗者：運転者に対する旅行命令及び上記 A10 の基準により、所属長により通勤方法を指定されていると認められる場合は、特別な状況下の通勤であるため、原則として公務災害扱いとなります。

ただし、いずれの場合も、合理的経路によらない場合（私用等で経路を逸脱する場合等）は、公務災害と認められない場合があります。

※非常勤職員の取扱いについて

○3号配備の自動参集等非常勤職員が対象となっていないものを除き、基本的な考え方は常勤職員と同じ。

○非常勤職員のうち、一週間当たりの勤務時間が二十九時間以上又は一週間当たりの勤務日の日数が五日以上で、かつ、二月を超える期間の定めにより勤務するものに対し、特別休暇を付与できます。

（お問い合わせ先）

【勤務条件関係】 企画厚生課企画調整グループ（内線 6080）

【通勤手当・旅費関係】 企画厚生課企画調整グループ（内線 2130）